

板橋区立大谷口小学校P・T・A会則

第一章 総 則

第一条 本会は大谷口小学校P・T・Aと称し、事務所を同校 東京都板橋区大谷口北町二十一の一に置く。

第二条 本会は学校・家庭・社会が一体となり教育に関する理解を深め、児童教育の向上発展に資すると共に、社会教育の振興を図り児童の幸福を増進することを目的とする。

第二章 方 針

第三条 本会は児童幸福のために活動する諸団体と連絡し協力するが、それ以外のいかなる企業並びに政党宗派も支持しない。

第四条 本会は学校教育についての参考資料の提出はするが、直接に学校の管理並びに人事行政には関与しない。

第三章 会員・入会・退会

第五条 本会は本校児童の保護者と職員をもって会員とする。

第六条 第一回目の会費の支払をもって本会への入会とする。

第七条 所定の退会届を提出した場合、本会を退会とする。

第四章 会 費

第八条 本会の経費は会費をもって支弁する。

第九条 会費の増額並びに会員に特別の負担を求める場合は総会の決定による。

第十条 本会の会費は、会員月額二〇〇円とする。

第十一条 本会の会計年度は、四月一日に始め翌年は三月三十一日に終わる。

第五章 事 業

第十二条 本会は第二条の目的達成のため次の事業を行う。

- 一 会員相互の修養親睦を図ること。
- 二 児童の校外における生活の向上を図ること。
- 三 児童の厚生・福利を図ること。
- 四 その他目的達成に必要な事業。

第六章 役 員

第十三条 本会は次の役員を置き、役員は会員から選ぶ。

- 一 会 長 一名
- 二 副会長 三名(内一名職員)
- 三 会 計 三名(内一名職員)
- 四 庶 務 三名(内一名職員)
- 五 会計監査 二名

第十四条 役員は選出並びに就任は次のとおりとする。

- 一 会長・副会長・会計・庶務・会計監査の候補者を指名するための役員候補者指名委員会は運営委員が兼務する。
 - ・学校職員から互選により二名を選出する。
 - ・運営委員から推薦又は互選により一名を選出する。
- 二 指名委員会は予め候補者の同意を得て指名する。
- 三 指名委員会において指名された役員候補者は、総会の承認を得て決定就任する。
- 四 指名委員の任期は、役員候補者を選出し総会の承認をもって終了する。

第十五条 一 役員は任期は一年とし再任することができる。

- 二 欠員によって補充された役員は、前任者の残り期間とする。
- 三 会長以外の役員に欠員が生じた場合は、会長が推薦し運営委員会の承認を得る。

第十六条 役員は、本会を代表し、会務を総理する。

- 一 会長は、会長を補佐し会長事故ある時は代理する。
- 二 副会長は、会長を補佐し会長事故ある時は代理する。
- 三 会計は、経理並びに金銭の出納事務にあたる。

- 四 庶務は、一般会務を掌握する。
 - 五 会計監査は、会計を監査し総会に報告する。
- 第十七条 学校長は、いずれの会にも出席し発言することができる。職員は各専門部の部員を分担する。

第十八条 本会に顧問を置くことができる。

- 一 顧問は会長が推薦し総会の承認を得る。
- 二 顧問は会長の諮問に応ずる。

第十九条 本会に相談役を置くことができる。

- 一 相談役は会長・副会長を務めた方を推薦し総会の承認を得る。
- 二 相談役はいずれの会にも出席し発言することができる。

第七章 運営委員会・専門部会

第二十条 運営委員会は、役員と各専門部の部長・副部长をもって構成し、会の円滑な運営を図る。

第二十一条 本会に次の専門部を設ける。

- 一 学 年 部
 - 二 登校安全部
 - 三 広 報 部
- 第二十二条 各専門部には、部長一名、副部长二名(内一名職員)、部員若干名を置く。

- 一 部員は、各学年で互選又は推薦によって選出された保護者と職員である。
- 二 部長・副部长は、各専門部の部員の推薦又は互選によって選出する。

第二十三条 専門部のほかに同好会の部を置くことができる。同好会の部長は、必要に応じて運営委員会に出席することができる。尚、同好会活動の規定は別に定める。

第八章 集 会

第二十四条 本会の集会は、定時総会・臨時総会・運営委員会・各専門部会とする。

- 一 定時総会は毎年二回開催し、年度始め総会は前年度決算の承認・年度計画・新年度予算等の審議承認を行い、年度末総会は翌年度役員を選出等を行う。
- 二 臨時総会は運営委員会の必要と認められた時、又は、会員の半数以上の要求があつた場合に招集する。
- 三 運営委員会、各専門部会は必要に応じて随時開催する。

第二十五条 集会の成立条件、議決要件は次のように定める。

- 一 総会は(委任状を含めた)会員の過半数の出席をもって成立し、議案は出席者の過半数の同意により決議するものとする。
- 二 その他の集会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第九章 補 則

第二十六条 本会則の改定は、総会において出席会員の三分の二以上の賛成によって成される。

第二十七条 この会の運営に必要な細則は運営委員会で定める。

第二十八条 慶弔規定は別にこれを定める。

第二十九条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方法」に定め適正に運用するものとする。

第三十条 本会則は、平成十六年四月一日に設置し、同日から実施する。平成十七年四月一日改定。平成二十四年四月一日改定。平成二十八年四月一日改定。平成二十九年四月一日改定。平成三十年六月四日改定。令和六年四月一日改定。